

自営業主の方へ（就労証明書の添付書類について）

令和9年度4月申込分から、これまで自営業主の方にご提出いただいていた「自営業証明書」を廃止し、下記の書類の提出へと変更いたします。

以下の内容をご確認いただき、必要書類をご準備ください。

●自営業主（個人事業主、役員等）の方

①就労証明書

②以下の書類いずれかの写し（自営業であることがわかる書類）

- ☐ 最新の確定申告書
（税務署の受付印があるもの、または e-Tax の受信通知付きのもの）
- ☐ 源泉徴収票
- ☐ 開業届（開業後1年以内）
- ☐ 営業許可証（開業後1年以内）
- ☐ 登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

上記書類をご用意いただけない場合は、健康福祉課までご相談ください。個人事業を営んでいることや役員であることが分かる他の書類をご提出いただきます。

●自営業主・法人の代表者等以外の方（家族従業者の方など）

・就労証明書のみ

代表者や役員ではないご家族・従業員の方については、これまでの取扱いから変更はありません。就労証明書のみご提出ください。

【お問合せ先】

多度津町健康福祉課 こども支援係
多度津町栄町三丁目3番95号
電話：0877-33-1134